## 垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第36回垂水市農業 委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和3年5月24日(月) 午前9時30分~午前10時14分

場 所 全員協議会室

## 出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉伸哉	6	森 千 秋
2	中間信二	7	村山繁稔
3	大迫 和昭	8	永 吉 浩 幸
4	下瀬 秀	9	小畑良之(欠席)
5	瀬 角 初 美	10	葛迫 巧

## 出席した事務局職員

局 長 森 秀和

農地係長 美坂康人

副主幹 港 友和

主 査 神 川 綾

## 付 議 事 件

- (1) 非農地について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農地法第5条許可申請について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 「農業委員会事務の実施状況の公表について」に基づく「令和2年度の 目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標 及びその達成に向けた活動計画」の策定について
- (6) 令和3年度農作業標準賃金の策定について
- (7) 令和3年度田畑売買価格の把握について

議事

一 一 一 一 一	
議長	会長あいさつ。
係長	諸般報告。
議長	ただいまから、第36回総会を開催いたします。 出席委員は10名中9名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事録署名委員は、2番中間委員、3番大迫委員にお願いいたします。 それでは、議案第1号非農地について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第1号の2ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図1ページをご覧ください。 受付番号1番、申請人〇〇〇様、申請地は地目畑、〇〇字〇〇番、〇〇番、合計面積は3,307㎡となっております。 両申請地とも雑草や木が繁茂しており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を畑から山林に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。 以上で説明を終わります。
議長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
5番委員	5月14日、私と下瀬委員、事務局2名計4名で現地調査を行いました。申請人は、〇〇〇〇さんで申請地を確認したところどちらも竹や雑木等が茂っていました。また、申請人は、鹿児島市内に住んでおり、今後、農業を続けることもできなくなるため、申請地を畑に復旧することは大変困難なことから畑から原野に地目の変更をしたいということでした。以上のことから農地として使うことは困難であると判断しました。
議長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これに ついて何かご異議はありませんか。
議場	なし。
議長	異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議場	はい。

議長	議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。
	次に議案第2号農地法第3条許可申請について上程いたします。
	事務局の説明をお願いします。
	議案第2号農地法第3条許可申請についてご説明申し上げます。
	議案書は4ページになります。
	合わせて別紙の申請地を示した地図3ページから御覧下さい。
	今月の許可申請は5件でございます。
	1番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○
	○さんで本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転
	となります。
	2番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○
	○さんで、知人同士の無償譲渡によります所有権移転となります。
	3番の譲渡人、〇〇の〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇
	さんで、本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転と
	なります。
事務局	- 4番の譲渡人、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○
	さんで、本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転と
	なります。
	- 5番の譲渡人、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○
	さんで、本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転と
	なります。
	'なりより。   申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農
	作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が党はス四年の工程で満た業は、全部党家的な利用がなまる。
	員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされ
	る予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われ
	ることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。
議長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いしま
成 文	す。
	1番の譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで本人
8番委員	の希望によります経営規模拡大のための問題ありません。
4番委員	2番の譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで、長
	い間平野さんが耕作されており、今も使用しています。今回、無償
	の贈与ということで何ら問題ありません。

8番委員	3番の譲渡人、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで、本人の希望によります経営規模拡大ということで問題ありません。 4番の譲渡人、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで、本人の希望によります経営規模拡大ということで問題ありません。		
3番委員	5番の譲渡人、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで、○○ ○○の後継者が頑張っているということで、○○さんからの贈与と いうことで問題ありません。		
議長	ありがとうございます。 ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これに ついて何かご異議はありませんか。		
議場	なし。		
議長	異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり決定してよ ろしいですか。		
議場	はい。		
議長	議案第2号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第3号農地法第5条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。		
事務局	今月の申請は2件となります。 議案第3号の議案書6ページ及び議案書に同封いたしました住 宅地図9ページをご覧ください。 受付番号1番について御説明致します。 受付番号1番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇町〇〇番、 面積は45㎡となっております。申請人は、自宅への通路とする計 画です。 続きまして、受付番号2番についてご説明いたします。 住宅地図10ページ、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇 〇番、面積は528㎡となっております。申請人は、現在市外にお住 まいですが、申請地周辺の住環境が良好であるため、申請地に一般 住宅を建設する計画です。 以上です。		
議長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いしま す。		
4番委員	5月14日、私と瀬角委員、事務局2名計4名で現地調査を行い ました。		

1	
	受付番号1番、申請人の〇〇〇〇さんは、市内に住んでおり、申
	請地は、北は畑、南は畑、西は雑種地、東は宅地であります。そこ
	で自宅への通路としたいとのことです。造成せず、現状のまま使用
	し、近隣の農地や宅地へ影響を及ぼすこともないため何ら問題はあ
	りません。
	以上です。
	受付番号2番の報告をします。
	5月14日、私と下瀬委員、事務局2名計4名で現地調査を行い
	ました。
	申請人の〇〇〇〇さんは、市外に住んでおり、申請地に一般住宅
	を建設したいとのことでした。申請地は、東側は宅地、西側は荒地
5 番委員	でしたが、数年耕作されておらず、申請地にも雑木等が生えていま
0 留安貝	した。南側は道路で、汚水生活排水は、合併浄化槽で処理し、
	被害防除計画書のとおり行うということでした。近隣の農地や宅地
	に影響を及ぼすこともありません。
	また、地積が 528 ㎡ですが、500 ㎡を超えていますが、10%未満
	ということで何ら問題ないということです。
	以上です。
	ありがとうございます。
議長	次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局か
H32	ら説明をお願いします。
	1件目の申請地は市役所から北西へ約300mに位置します。
	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に
	指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3
	種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。
	申請人は、〇〇〇〇様です。申請人は、垂水市に居住する個人で、
	自宅までの通路とする計画です。申請地は、造成計画はなく、現状
	日七よくの過路とする計画です。中間地は、追风計画はなく、先秋     のままで利用する計画です。周囲の農地は、申請者の姉の農地であ
★☆□	り、影響が及ぶことはなく問題はないと考えます。
事務局	2件目の申請地は市役所から南東へ約850mに位置します。
	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に
	指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3
	種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。
	申請人は、〇〇〇〇様です。申請人は、鹿屋市に居住する個人で
	す。申請地周辺の住環境が良好であるため、申請地に一般住宅を建
	設する計画です。代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はな
	かったとのことです。資金面は自己資金で賄う計画です。被害防除
	の面では、盛土を行い、よう壁を設けるとのことです。用水計画は、

	公共上水道を利用、雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのことです。周囲に影響が及ぶような農地はなく何ら問題はないと考えます。		
議長	ただ今、担当委員並びに事務局より説明がありましたが、これに ついて何かご異議はありませんか。		
議場	なし。		
議長	異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。		
議場	はい。		
議 長	議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。		
事務局	議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。 議案書8ページをお開きください。 今月は、田44筆37,146㎡、畑12筆15,775㎡の合計56筆52,921㎡の利用権設定があり、全て新規設定となっております。 それでは、順番に説明いたします。 今回は全て新規設定ですので、新規設定・再設定区分は割愛させていただきます。 1、2番は、10年間の使用貸借です。 3、4、5番は、5年間の使用貸借です。 6番は、5年間の賃貸借です。 7番、8番は10年間の賃貸借です。 9番からは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で2回出て参ります。 まずは、所有者と公社との契約について説明いたします。 9番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。 10番は、10年間の賃貸借です。 11番は、10年間の賃貸借です。 12番、13番は、10年間の賃貸借です。 14番から17番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。 18番以降は、9ページをご覧ください。 18番から21番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。		

	22 番から 25 番は、5 年間の使用貸借です。	
	26、27、28番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。	
	20、27、20 雷は、13 年7 7 月間の反角負債です。 29 番は、19 年 7 ヶ月間の賃貸借です。	
	29 番は、19 年7ヶ月間の負責値です。 30 番から 32 番は、19 年 7ヶ月間の使用貸借です。	
	33番以降は、耕作者と公社との契約になります。	
	33番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。	
	34番は、10年間の賃貸借です。	
	35 番以降は、10 ページをご覧ください。	
	35番は、5年間の使用貸借です。	
	36番は、10年間の使用貸借です。	
	37、38番は、10年間の賃貸借です。	
	39番から45番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。	
	46番から48番は、5年間の使用貸借です。	
	49番は、19年7ヶ月間の賃貸借です。	
	50、51番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。	
	52 番以降は、11 ページをご覧ください。	
	52番から56番は、19年7ヶ月間の使用貸借です。	
	これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の	
件を満たしております。		
	説明は以上です。	
議長	次に担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いしま	
成 文	す。	
0 5 5 9	1番2番貸人○○○○さん、借人○○○○さんで 10 年間の使用	
3番委員	貸借の新規契約ということで問題ありません。	
	3番4番貸人○○○○さん、○○○○さん、借人はいずれも○○	
6番委員	○○さんで○○○○さんの経営規模拡大ということで5年間の使	
	用貸借の新規契約ということで問題ありません。	
	5番貸人○○○○さん、借人○○○○さん、5年間の使用貸借の	
0 # 7.17	新規契約ということで問題ありません。	
8番委員	6番貸人○○○○さん、借人○○○○さん、5年間の賃貸借の新	
	規契約ということで問題ありません。	
	7番8番貸人○○○○さん、借人○○○○さん 10 年間の賃貸借	
10 番委員	の新規契約ということで問題ありません。	
	耕作放棄地解消事業を使い、〇〇〇〇の経営規模拡大です。	
	ありがとうございます。	
議長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これに	
	ついて何かご異議はありますか。	
-	- ,	

議場	なし。		
議長	異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり決定してよ ろしいですか。		
議場	はい。		
議長	議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第5号農業委員会事務の実施状況等の公表についてに 基づく令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及 び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定につい て上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。		
事務局	議案第5号についてご説明申し上げます。 議案書は令和2年度点検評価案が13ページから20ページ、令和3年度活動計画案が21ページから23ページになります。 先月、令和2年度点検評価案及び令和3年度活動計画案をお示しし、市のホームページにて地域住民や農業者の皆さまへ意見募集を行いました。 これについて、現在までに事務局宛に意見等がございませんでしたので、報告いたします。 加えまして、点検評価案I-1農業委員会の状況内の農業の概要、及び、活動計画案I-1農業委員会の状況内の農家・農地等の概要において、農林業センサス結果に基づく数値を計上することとなっており、前回の議案提出の段階では2015年農林業センサス結果に基づく数値を計上しておりましたが、農林水産省より令和3年4月27日付けで2020年農林業センサス結果が必表されたため、2020年農林業センサス結果に基づく数値へ更新しましたので報告いたします。 つきましては、点検評価及び活動内容議案のとおり、令和2年度点検評価及び令和3年度活動計画を決定してよろしいか伺います。		
議長	ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。		
議場	なし。		
議長	それでは、議案第5号について、修正の必要はないと決定してよ ろしいですか。		
議場	はい。		

議長	議案第5号は、修正の必要はないと決定いたしました。 次に議案第6号令和3年度農作業標準賃金の策定について上程 します。 事務局の説明をお願いいたします。			
事務局	議案書 25ページをお開きください。 本年度も昨年度の賃金項目に基づき資料を作成いたしました。一般賃金の最低賃金の部分につきまして、令和 2年 10 月 3 日に鹿児島県の最低賃金が時間当たり 793 円に改定されたことを受けて、最低賃金が県最低賃金を下回った時は、県最低賃金の額と同一とする。という取り決めに従い、6,344 円以上の金額である必要があります。この点を考慮の上、一般賃金の最低額を検討していただきたいと思います。 本日配布資料になります A 3 の表は、県内各市ならびに肝属地区各町の標準農作業賃金表をもとに該当部分を抜き出して一覧表にまとめたものであります。 各市町で定めている賃金表は、その地域の実情に応じて項目を決めており、県内各市町統一されたものではありませんので、本市の賃金項目に該当するものがなく、空欄になっている市町も多く見受けられます。また、調査時期の都合によりまして、改訂されていた各市町については令和3年度、改訂前であったものは令和2年度の資料提供となりましたのでご了承下さい。なお、金額に変動幅があるものは、優良農地、山間部農地など地域ごとによって請負金額が異なるため、統一金額を決めていない場合であります。 委員の皆様にて本市の実情を鑑み、各項目の適正な金額を審議していただきたいと思います。以上で説明を終わります。			
議長	ありがとうございます。 それでは上の方から決定していきたいと思います。 まず、一般賃金の最高・最低についてですが、皆様のご意見をお 聞かせください。 一般賃金は、例年のとおり最高を決めずに、最低賃金だけを決め るということでよろしいですか。 それでは、県最低賃金の額と同一とするという取り決めに従い、 6,344 円でよろしいですか。			
議場	はい。			
I.				

	What Halle a Mark to the factor of the state	
<ul><li>│ 議 長 次に作業の賃金を決定していきたいと思います。</li><li>│ 何かご意見はありませんか。</li></ul>		
	コンバインのところでお願いがあります。コンバインで刈り取り	
	から籾乾燥までとありますが、委託をされて刈り取りをする人が垂	
	水は多いのです。その中で田んぼが沼田とかへる所とか乾燥してい	
8番委員	る所があります。そういう所は、作業時間がかかったり、機械が汚	
	れたりするので改善して欲しいと声があり、2,000円ぐらい上げて	
	欲しいです。	
	今、永吉委員から意見がありましたが、皆さん意見はありません	
議長	が。	
	井之上推進委員が田んぼをしているので意見をお願いします。	
井之上	私も永吉委員と同じ意見です。	
推進委員	1.0000000000000000000000000000000000000	
議長	2,000円ぐらいでいいですか。	
8番委員	2,000 円でいいと思います。	
3番委員	すぐに高くは上げられないから 2,000 円でいいと思います。	
	その他のところに整備されていない田んぼは、2,000円プラスし	
議長	ますという表記を加えるということでいいですか。	
100 区	整備されていない田んぼは、33,000円足す 2,000円の 35,000円	
	ということでよろしいですか。	
議場	はい。	
議長	他に何か意見はございませんか。	
議場	なし。	
議長	では、他については前年どおりとしてよろしいですか。	
議場	はい。	
	以上で令和3年度農作業標準賃金の策定について決定しました。	
議長	次に議案第7号令和3年度田畑売買価格の把握について上程し	
	ます。	
	事務局の説明をお願いします。	
	議案第7号の令和元年度田畑売買価格の把握について説明いた	
事務局	します。	
	この調査は、全国農業会議から県農業会議、市町村農業委員会を	
	通じて、農地の耕作を目的とした売買価格と転用を目的とした売買	

	価格を主体にその傾向を取りまとめるため、昭和31年度から継続			
	的に実施している調査であります。			
	垂水地区、新城地区、牛根地区にそれぞれ調査地区を設け、その			
	動向を把握しようとするものですが、調査地区での土地の売買がな			
	いのが実情です。従いまして、売り手・買い手双方が妥当とみて実			
	際に取引されるであろう売買価格を把握するため、農地のことに精			
	通された農業委員のみなさんの意見を参考にして算出することと			
	なっておりますので、よろしくお願いします。			
	なお、県農業会議より調査地域の変更は構わないが、急激な価格			
	変更はさけて欲しいとの指導を受けているところです。			
	■ 地区は前年度と同一としてご審議いただきますようお願い致し			
	ます。			
	ありがとうございます。			
議長	それでは、垂水地区から新城地区、牛根地区の順で各地区の委員			
	のご意見をお願いいたします。			
8番委員	垂水地区は前年度と同じ価格でいいと思います。 実際の無数はこれ以下なりですはば、下ばられない。			
	実際の価格はこれ以下なんですけど、下げられない。			
議長	次に新城地区をお願いします。			
1番委員	新城地区も前年度と同じでお願いします。			
議長	次に牛根地区をお願いします。			
7番委員	牛根地区も前年度と同じでお願いします。			
議長	それでは、各地区とも売買価格は前年どおりでよろしいですか。			
議場	はい。			
議長	異議がございませんので、議案第7号は原案のとおり決定してよ			
HIX X	ろしいですか。			
議場	はい。			
	異議がございませんので、議案第7号は原案のとおり決定しまし			
	た。			
	以上をもちまして、第 36 回総会を終了します。			
議長				

垂水市農業委員会				
会	長	葛 迫	巧	
署名委	員	中間	信二	
署名委	員	大 迫	和 昭	